別表第5 (第10条関係)

区分		管理基準
適正な維持管理		太陽光発電施設の適正な維持管理に努めるとともに、災害や
		機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに太陽光
		発電設備及びその周辺を確認し、適正に対処すること。
(1)	太陽光発電設備	電気事業法(昭和39年法律第170号)で定める保安規定
		等に基づき、定期的に保守点検を行うこと。
(2)	事業区域	ア 定期的に清掃及び除草を行い、適正に管理すること。
		イ 薬剤等を散布するときは、事前に散布の日時等について、
		市、隣接関係者及び地域住民への周知を図るとともに、周辺
		に飛散しないよう対策を講ずること。
(3)	標識の設置	災害の発生、太陽光発電設備の故障等、緊急の場合に事業者
		に連絡を取ることができるよう様式第12号による標識を事業
		区域内の見やすい場所に設置すること。ただし、発電出力20
		キロワット未満の太陽光発電設備を設置する場合を除く。
(4)	異常発生時の対応	周辺環境に影響を及ぼす太陽光発電設備の異常(破損、騒
		音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等)が発生した場合
		は、速やかに対処するとともに、対応結果を市、隣接関係者及
		び地域住民に報告すること。
(5)	災害発生時の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等の自然災害が発生した場合
		は、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生して
		いたとき及び周辺環境に影響を及ぼしていたときは、速やかに
		対処するとともに、対応結果を市、隣接関係者及び地域住民に
		報告すること。
(6)	緊急対応マニュアル	異常又は災害が発生した場合に速やかに対処することができ
の作成		るよう、あらかじめ緊急時連絡網及び緊急対応マニュアルを作
		成すること。